

社会福祉法人ゆたか会が尊重すべきこと
ゆたか会経営福祉施設が尊重すべきこと
ゆたか会職員が尊重すべきこと

社会福祉法人ゆたか会

自主行動基準

（この自主行動基準案は、内閣府「国民生活審議会消費者政策部会 自主行動基準検討委員会」検討資料を参考に作成しました。）

社会福祉法人ゆたか会 《 自主行動基準 》（要約版）

基本原則

1. 健全な福祉施設活動の展開

私たちは、法人のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な福祉施設活動の展開を行っていきます。

2. 社会福祉事業の社会への責任

私たちは、それぞれの組織が社会的公器であるとの認識と良心のもと、法令を順守した事業運営を行っていきます。

3. 地球環境の保護と配慮

私たちは、地球環境の保全に最大の配慮を行っていきます。

4. 基本的人権の尊重と利用者満足

私たちは、すべての人の個性と尊厳を重んじ、利用者の安全と満足を第一に福祉サービスの提供を行っていきます。

5. 健全で安全な職場環境の提供

私たちは、利用者・職員・地域の方々の誰もが安全に利用できる職場環境の提供を行っていきます。

6. 人材の育成と活用

私たちは、利用者および地域の生活の質向上をめざして、質の高いサービスを提供できる職員の育成と活用を図り、地域の信頼に応えて社会貢献を行っていきます。

7. 公正な雇用と伝統・文化の尊重

私たちは、差別や偏見を排除し、公正な雇用の確保と多様な文化を尊重した事業運営を行っていきます。

8. 正義と倫理

私たちは、利益と倫理が相反するときは迷わず倫理を選択し、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨みます。

9. 情報開示と説明責任

私たちは、積極的な情報開示と責任ある説明によって、理解と合意が得られる事業運営を行っていきます。

10. 公正な事業運営

私たちは、事業運営にあたっては善管注意義務を尊重し、公平公正な運営と創造的な問題解決を行っていきます。

社会福祉法人ゆたか会 《 自主行動基準 》 (要約版)

1. 利用者に対する行動基準

- ・利用者主体
- ・法令およびその精神の遵守
- ・公正で透明な事業運営

(1) 守秘義務

私たちは、利用者について知りえた情報を、ご本人の同意なしに決して他に漏らしません。

(2) 説明責任と義務

私たちは、ご利用者に対して、サービスの内容とリスクを、理解し、同意できるよう説明します。また介護事故については、事実と原因、今後の対策など、誠意をもって説明します。

(3) 合理性・妥当性

私たちは、サービスの提供とその結果生じた事柄について報告を必要とするときには、その事実を合理的で妥当性のある資料に基づいて説明を行い、決して事実と異なる解釈や説明は行いません。

(4) 誠実な意識と態度

私たちは、利用者のさまざまな相談には、無責任な回答を決して行わず、苦情に対しても正確に調査し、利用者本位の誠実な対応をとります。

(5) 公正性の確保

私たちは、サービス提供のどの場面においても常に公正公平かつ透明であることを基準とし、利害関係者との情実や癒着が疑われる行動はとりません。

2. 環境および社会貢献に対する行動基準

- ・社会的責任
- ・社会貢献活動
- ・地球環境保護

(1) 環境保護の推進

私たちは、地球環境保護のための対策を積極的に推進し、環境破壊につながる行為は決して行いません。また、健康や安全を害する素材や食材は使用しないことを厳守します。

(2) 社会に貢献する活動の推進

私たちは、事業そのものでの社会貢献だけでなく、社会的責任としてそのもてる機能を活用した社会貢献活動を行うことによって広く社会からの信頼獲得に努めます。

3. ステークホルダーに対する行動基準

- ・ステークホルダーとの良好な関係
- ・社会から尊敬される存在

(1) 経営の質向上への努力

事業体の存在感を増し、ステークホルダーとの良好な関係性をつくるために、組織能力(技術力・対応力・活力)を向上し、自らの経営の質を向上するよう努めます。

(2) サービスの質の向上

経営の質向上とともに、①ソフトのサービス ②ハードのサービス ③インフォメーションのサービス ④システムのサービスの4点について質の向上を図っていきます。

(3) 贈り物、接待への対応

私たちは、業者や職員あるいは行政関係者等の誰に対しても社会的通念の範囲を逸脱した贈り物や接待について受贈は慎しみ、公正で清廉であることが必要です。

(4) 公務員・議員への対応

私たちは、秤のような存在だと意識してください。官公庁の職員、議員に対してはおもねることなく、また、驕ることもなくニュートラルな姿勢で対応します。

4. 従事者の個人および構成員としての行動と責務

- ・社会福祉従事者の使命と責務
- ・良心に基づく公正で客観的な判断
- ・事業所財産の私的流用禁止

(1) 規則・規程の遵守

私たちは、就業規則やこの自主行動基準等の内部規程を順守して忠実に職務を遂行します。業務上の判断に際しては、ルールに反していないかどうかを考えて行動します。

社会福祉法人ゆたか会 《 自主行動基準 》 (要約版)

(2) 利益相反の禁止

私たちは、自己の利益と事業所の利益が相反することがないよう行動します。仕事上の人間関係や利用者情報を使って個人的利益を得るような行動は決して行いません。

(3) 他施設、協議会等との連携

私たちは、自施設の利益のみを優先せず、広く市民の福祉向上を考慮し、他の施設や各施設協議会および社会福祉協議会と連携していきます。

(4) 公正な会計処理

私たちは、事業の会計処理は正確に行わなくてはなりません。会計処理を行うことは、公費を含む事業会計の実施状況を会計面で報告する作業であるからです。

(5) 働きやすい職場環境づくり

私たちは、闊達に意見を述べ合い健全な事業運営が行われる職場環境をつくりまします。数多くの意見を聴き、集約することが職場全体の意思、職場力になっていくからです。

5. よりよい組織風土をつくるわたしたちの行動基準

- ・風通しがよく何でも話し合える組織風土
- ・コミュニケーションは組織の血流
- ・差別、セクハラ等の禁止

(1) 差別の禁止

私たちは、雇用や職員処遇では、公平に評価をします。また、性別、人種、国籍、思想、身体上のハンディその他個人的な特性に基づいた差別は行いません。

(2) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの禁止

私たちは、地位や立場を利用した性的関係の強要、限度を超える職権による圧力の行使、あるいは異性が嫌悪感を覚える冗談や写真・パネル掲示も禁止します。

(3) プライバシーの保護

私たちは、職場が保有する従事者や施設関係者の個人情報、厳正に管理し、本来の目的以外には使用しません。また、裁判所の命令等の正当な理由なく本人の承諾を得ずに外部に開示することはありません。

(4) 不透明な慣習の排除

私たちは、部下から上司への金品の提供、中元・歳暮は認めません。それは公正さに対する信頼を揺るがすおそれがあるからです。ただし、冠婚葬祭に関しては、常識の範囲でこれを認めます。

6. 反社会的な個人・団体への利益供与等の禁止

- ・利益や便宜供与強要団体(個人)の拒否
- ・毅然とした対応

7. 法令遵守の徹底

(1) 関係法令などの遵守

私たちは、社会福祉事業に関する法令を正しく理解し、順守していきます。事業実施にあたっては政令、準則、条例、ガイドラインの定めるところを正しく理解し、これらに準拠して業務を行います。

(2) 行政官庁などへの対応

私たちは、法令違反行為等社会的に許されない問題が事業所内で起こった場合、あるいはその疑いがある場合には、これを隠さずに関係当局に報告し、捜査にも全面的に協力していきます。

(3) 情報の公表

私たちは、事業所が提供するサービスの内容およびサービス提供体制、サービスの質向上への取組等について、事実に基づきこれらの情報を公表します。

(4) 情報の保護と情報の管理

私たちは、仕事を通じて知りえた利用者や家族、あるいは関係する団体や他の事業所など個人情報を含むあらゆる情報について、むやみに他にもらしたりしません。また、これらの情報の保護と管理およびコンピュータや記憶媒体の管理には細心の注意を払い、情報の流出などの事故が発生しない仕組みをつくっていきます。